

## 西村あさひ法律事務所

## グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)の概要と今後について

独禁 / 通商・経済安全保障ニューズレター

2023年1月26日号

執筆者:

E-mail✉ [角田 龍哉](mailto:角田 龍哉)

公正取引委員会は、2023年1月13日、グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)(以下「グリーンガイドライン案」という。)を公表し<sup>1</sup>(英語版も公表されている<sup>2</sup>)、2023年2月13日(18時)までを期限として意見募集を開始した。国内外で迅速なGX/DXの推進が求められるなか、独占禁止法上の基本的な考え方や、問題とならない事例、精査を要するポイントの絞り込みに役立つ事例等が幅広く整理されたことが目を引く。このグリーンガイドライン案で示された考え方は、温室効果ガス削減のための施策に限らず、社会公共目的で実施されるESG関連の施策全般について適用され得るガイドラインであるとされていることから、注目を要するだろう(2~3頁)。

## 1. グリーンガイドライン案の概要

グリーンガイドライン案は、以下のとおり、温室効果ガス削減を目的とした取組を念頭に、複数の事業者が共同でそうした取組を実施する場合と、事業者が単独でそうした取組を実施する場合それぞれに対する独占禁止法上の考え方と、具体例を整理している。全体的に、データ活用等のDXの推進による効率化がGXの推進にも資することを踏まえた事例が含まれているし、コロナ禍で示された緊急時の協業等の独占禁止法上の許容例と異なり<sup>3</sup>、取組の実施期間が限定的であること等を必ずしも必須の前提条件とせず示されている独占禁止法上問題とならない行為の想定例も見当たる一方で、平時において反競争性が強いとされている行為については、外形的には温室効果ガス削減を目的とするものであっても、やはり独占禁止法上問題になる旨が示されている。

### (1) 共同の取組

複数の競争事業者による温室効果ガス削減に向けた共同の取組が競争法上問題となった事例としては、2021年7月8日にEU競争法違反を理由として制裁金が課された、ディーゼル乗用車の排ガス浄化装置にかかるカルテル事件が記憶に新しい<sup>4</sup>。グリーンガイドライン案でも、そうした不当な取引制限等に該当するとして独占禁止法上問題となる行為の想定例が整理された一方で、「(価格等の重要な競争手段である事項を対象としない情報交換)」のような実際には線引きが難しく、実施には一定の社内体制の整備を要するものも含まれているが、)問題とならない行為の想定例も整理された(5~9頁)。

独占禁止法上問題とならない行為の想定例	独占禁止法上問題となる行為の想定例
業界として行う啓発活動	温室効果ガス削減に係る費用の徴収の共同実施
法令上の義務の遵守対応	
業界目標・活動指針の設定	生産量の制限
情報発信	
事業所における省エネルギーの推奨	共同で決定した生産設備の共同廃棄

<sup>1</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113\\_publiccomment.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113_publiccomment.html)

<sup>2</sup> <https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2023/January/230118.html>

<sup>3</sup> 企業法務ニューズレター「欧州委員会による新型コロナウイルス対応に関する競争法上の判断枠組みの公表」(2020年4月14日号)。

<sup>4</sup> ヨーロッパニューズレター「環境分野における共同行為に対する競争法の執行」2021年7月20号。

価格等の重要な競争手段である事項を対象としない情報交換	
温室効果ガス排出削減に係る基準の設定及び当該基準の遵守を確保するために必要な範囲内での事実の公表	技術開発の制限

グリーンガイドライン案は、自主基準の設定や各種の業務提携を念頭に、独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為として、競争制限効果と競争促進効果の総合考慮次第で、独占禁止法上問題とならないか否かが左右され得る想定例も整理している。こうした想定例の中には、(業務提携報告書<sup>5</sup>と同様に)競争事業者間で合意をして競争をやめてしまうというパターンだけではなく、共同の取組への参加を希望する新規又は既存の事業者を排除するというパターンも明示的に含まれている点には、注意を要する(9～30頁)。

独占禁止法上問題とならない行為の想定例	独占禁止法上問題となる行為の想定例
温室効果ガス削減に向けた事業活動に関する一般的な活動指針の策定	自主基準の設定に伴う価格等の制限行為
温室効果ガス削減に向けた(他に利用できる原材料が無い中で)特定の原材料を使用した商品役務の規格等の設定	事業者間の競争に影響を与える可能性がある自主基準の厳格な運用
温室効果ガス排出量の統一的な算定基準の設定	一部の事業者に対して差別的な内容を含む商品役務の規格の設定
単独で研究開発を行うことが困難な温室効果ガス削減技術に関する共同研究開発	温室効果ガス削減目標の設定に伴う設備等の利用制限
温室効果ガス削減に向けた商品の製造等に不可欠な技術に係るクロスライセンス	代替的な技術を排除する共同研究開発
資源の効率的な利用に向けた部品等の規格の策定	価格等の制限を伴う共同研究開発
温室効果ガス削減に向けた共同購入	価格等の制限を伴うパテントプールの形成
配送効率化等による温室効果ガス削減のための共同物流	価格等の制限を伴う標準化活動
自社が生産技術等を有さない場合における温室効果ガス削減に向けた共同生産等	代替的な規格を排除する標準化活動
(独自の判断による)自社の生産設備を休止等する場合における温室効果ガス削減に向けた共同生産等	調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入
温室効果ガス削減に資する商品役務に関する販売促進活動の共同実施	価格等の情報交換・共有を伴う共同物流
温室効果ガス削減に資する商品役務のための共同設備利用	生産設備等の稼働制限を伴う共同生産等
温室効果ガス削減に向けた取組のために必要な(匿名化・抽象化された)データの共同での収集・利用	価格等の制限を伴う販売促進活動の共同実施等
	価格等の共有を伴う温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用

## (2) 取引の相手方に対する取組

グリーンガイドライン案は、取引の相手方に対する行為についても、独占禁止法(拘束条件付取引、優越的地位の濫用等)上問題とならない行為の想定例と、問題となる行為の想定例を整理している。例えば、近時、公正取引委員会は、取引先から、原材料価格等の上昇<sup>6</sup>やサイバーセキュリティの確保のためのコスト負担<sup>7</sup>を取引価格に転嫁するよう要請された際に、一方的にこれを

<sup>5</sup> [公正取引委員会競争政策研究センター「業務提携に関する検討会 報告書」\(令和元年7月10日\)](#)。

<sup>6</sup> [公正取引委員会「よくある質問コーナー\(独占禁止法\) Q20」](#)。

<sup>7</sup> [経済産業省＝公正取引委員会「サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて」\(令和4年10月28日\)](#)。

拒絶し、著しく低い対価を設定することが優越的地位の濫用に該当し得る旨を公表している。この点に関連して、グリーンガイドライン案では、環境に配慮した資材の使用を求めることによる調達コストの上昇を取引価格に転嫁する形で、取引価格を設定するのであれば、独占禁止法上問題とならない旨が解説されている(31～50頁)。

なお、グリーンガイドライン案は、グリーン社会の実現に向けた取組として取引先の事業活動に対して制限を課す行為や取引先の選択(選択的流通、取引の打ち切り等)を行うことは、独占禁止法上問題とならないことが多い旨を指摘している。ただし、この指摘では、優越的地位の濫用との関係については明示的には触れられておらず、優越的地位の濫用に該当する可能性がないかは、通常どおり、慎重な検討を行う必要があることを前提に、考え方や事例の説明がなされているように思われる。

独占禁止法上問題とならない行為の想定例	独占禁止法上問題となる行為の想定例
設備投資が必要な商品を供給する条件としての継続的な購入等の義務付け	小売業者に対する競争品の取扱い禁止
商品の提供に必要な設備投資等を促進することを目的とした販売地域の割当て	厳格な地域制限
温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たした流通業者のみに対する商品の供給	安売り業者への販売禁止を目的とした選択的流通
商品の利用に当たって必要な設備の提供等の義務付け	全ての取引先事業者に対する同等の制限の適用が行われていない基準の設定
温室効果ガス削減に係る一定の基準を満たさない取引先事業者との取引の打ち切り	排他条件付取引の実効性を確保する手段としての流通業者との取引の打ち切り
事業者団体が設定した自主基準を満たさない商品に関する(問題解消までの間の)認証の拒否	競争者の排除を達成する手段としての当該事業者との取引の打ち切り
仕様に定められた原材料等の購入要請	事業活動において必要不可欠なデータへの競争者によるアクセスの拒否
取引の相手方に対する(コンソーシアム参加時の)協賛金の提供要請	競争者の排除を達成するための手段としての当該事業者への共同のボイコット
取引の相手方にとって直接の利益となる(営業秘密等を除いた)データ共有	新規事業者の参入妨害を達成するための手段としての当該事業者への共同のボイコット
取引先のコスト上昇を反映した対価の設定	取引の相手方にとって必要ではない商品の購入要請
温室効果ガス削減に資する商品役務に関する販売促進活動の共同実施	温室効果ガス削減等を名目とした金銭の負担要請
温室効果ガス削減に資する商品役務のための共同設備利用	発注内容に含まれない廃棄物回収等の役務の提供要請
温室効果ガス削減に向けた取組のために必要な(匿名化・抽象化された)データの共同での収集・利用	取引の相手方から収集したデータの一方的な自己への(適正な対価を支払わない形での)帰属
	従来品より温室効果ガスを削減した仕様に基づく発注における対価の一方的決定
	温室効果ガスを削減するための機械設備の導入を指示した後の発注取り消し

### (3) 企業結合

グリーンガイドライン案は、企業結合において独占禁止法上の懸念が生じることとなる事例と、そうではない事例も整理している。それらの事例では、基本的には他に有力な競争事業者が存在すること等を理由に競争制限効果が生じることとはなり難い旨が説明されていることからすると、グリーン関連の企業結合であっても、クリアランスを迅速に得られるかは、通常どおり市場環境次第の面が大きいかもしれない。

もっとも、その中でも、グリーンガイドライン案では、温室効果ガス削減に貢献する新たな技術のイノベーション等を加味して、独占禁止法上の懸念が生じないかが検討される旨が説明されていることが目を引く。

すなわち、企業結合後において、規模の経済性、生産設備の統合、工場の専門化、輸送費用の軽減、研究開発体制の効率化

等により当事会社グループの効率性が向上することによって、当事会社グループが競争的な行動を採ることが見込まれる場合には、その点も加味して競争に与える影響を判断する。すなわち、グリーン社会の実現に向けた企業結合が、温室効果ガス削減に貢献する新たな技術等のイノベーションを引き起こす、温室効果ガス削減に貢献する新しい商品の市場を創り出すといった競争促進効果をもたらすことが見込まれる場合には、前記の判断要素のうち「効率性」の観点も評価される(51～64 頁)。

## 2. 今後の展望

今後、環境などを巡るルールベースでの経営戦略が求められる時代がしばらく続くことが予想されている<sup>8</sup>。そのため、事業者としては、意見募集後に公表されるであろうグリーンガイドライン案の確定版を適宜参考にして、ESG と競争の促進の双方を踏まえた事業経営を展開していくことが求められるものと予想される。具体的な動向との関係では、まずは、グリーンガイドライン案の確定版の公表が待たれる。その後は、(例年どおりであれば)6 月頃に公表される相談事例集に当該ガイドラインを踏まえた、自社の商品役務にとって参考になる事例が含まれていないかや、公正取引委員会によるガイドラインの周知活動の状況等を確認することになるだろう。中長期的には、ガイドラインの見直しや、この領域における海外の当局との間の連携の進展などを注視することになると考えられる。もちろん、ESG 関連の施策を巡る競争環境の整備には、様々な投資関係のルールのほか、環境適性の表示等が関係すれば景品表示法なども関係してくるものであるから、グリーンガイドライン案は検討の一つのきっかけではある。

他方で、ガイドラインという性質上、個々の具体例すべてについて協調・制限の必要性がそれに伴う競争の減殺・緩和を上回るものと整理できるポイントが詳しく解説されているわけではないので、環境や競争促進それぞれの目的にとっての部分最適を追求した結果、他方の目的が著しく損なわれたり、全体最適が損なわれたりしないようにする、微妙なバランスの判断が、引き続き求められることに変わりはない。

また、とりわけ ESG 関連の課題は日本国内だけでは完結し難いことも多いように思われ、例えば海外のより厳しい環境規制を遵守するための協業や取引上の制限が、(中長期的には)日本にも裨益するものとして日本の独占禁止法上正当化されるのか等の国際平面との接続も引き続き課題となる。DX 推進に伴うエネルギー消費の上昇等の環境上の課題が、DX 関連の協業や取引上の制限との関係で独占禁止法上どのように取り込まれ、評価されるのかといった、グリーン関連以外の施策に付随する環境上の利益と独占禁止法上の評価も悩ましい論点の一つである<sup>9</sup>。今後、こうした領域についての各国当局の考え方が明確化されていくことも期待される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>8</sup> [Thought Leadership「人権・環境・経済安保という通商ルールの新潮流に企業はいかに向き合うべきか」\(2023 年 1 月 12 日号\)](#)。

<sup>9</sup> [European Commission, "Green cloud and green data centres"](#) 参照。